

ID: 244

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町合併処理浄化槽施設条例 第12条第1項		
例規番号	平成17年条例第153号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料の徴収) 第12条 町長は、加入者、又は加入者から住宅等を借り受けて施設を使用する者(以下「使用者」という。)から納入通知書により毎月使用料を徴収する。</p> <p>2 使用者から使用料を徴収することができない場合は、加入者からその使用料を徴収することができる。</p> <p>3 使用料は、処理施設の使用を開始する届け出のあった月から徴収する。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び第14条の規定による。 (使用料の算定) 第14条 使用料の額は、一般家庭と一般家庭以外に区分し、別表の合計額(前条の規定による額を減じた額)とする。</p> <p>2 月の途中で施設の使用を開始、休止若しくは廃止し、又は再開したときの使用料は、使用日数が14日以下の場合、月使用料の半額とし、15日以上の場合、月額使用料の全額とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日